

情報ファイル NO.257

令和5年12月11日

電話で海産物の購入を強引に勧誘された。断ろうと電話したが了解してくれない。商品が届いた場合の対処法は...?

相談内容

【相談者 80代 女性】

一昨日、県外の業者から「海外に送れなくなった海産物を安く販売(1万5千円)している」

と電話で勧誘され、高齢で記憶力が低下している夫が承諾してしまった。昨夜、解約しようと

電話し断ったが、「夫を出せ」、「キャンセル料は2万円」としつこく、了解してくれなかった。

商品は代引き配達とのことだが、送付された場合の対処法は…。

対処方法

海産物を「以前購入された方に電話をしています」、「日本の海産物が海外で売れない 状況にあります。助けて〈ださい」、「北海道の支援のために海産物を買って〈ださい」な ど、消費者の親切心や同情心につけ込む強引な電話勧誘の相談が多〈寄せられていま す。

- ・相談者には、万が一代引き配達で届いた場合には、送り状に記載されている送り主の 名称や所在地をメモするなど事業者の情報を控えた上で、受取拒否し、代金を支払わ ないよう助言しました。
- ・海産物を購入するよう迫られても、勧誘が強引、話の内容に覚えがない、必要以上に情に訴えて〈る等、少しでも不審な点があれば、きっぱりと断りましょう。
- ・常時留守番電話にするなど、知らない番号の電話には出ないようにしましょう。
- ・海産物に限らず、電話勧誘で契約した場合、契約書面を受取ってから 8 日間以内であれば、無条件で契約解除(クーリング・オフ)できます。
- ・不安に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口 や県消費生活センターにご相談〈ださい。



発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所(県東部にお住いの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住いの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談 消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)